参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成２５年５月８日
支出負担行為担当官
気象研究所長　瀬上　哲秀

１　当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が東京都杉並区を中心に１２か所で展開している地上気象観測網について性能確認及び調整などの保守点検を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、地上気象観測網の点検調整を行う能力を有する法人等（以下「特定法人等」）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う（または、「特定公益法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する」）予定である。

２　業務概要

（１）業 務 名　地上気象観測網の点検調整

（２）業務内容　地上気象観測網を構成する、地上気象観測装置、光学式降水観測装置、無停電電源装置の各装置について、センサ部、ポール・架台・腕木部、収納ボックス、各種ケーブル、データ処理部の点検、並びに、総合動作点検からなる点検・調整を行い、報告書を作成する。

（３）履行期限　平成２５年 ９ 月３０日（月）

３　業務目的

地上気象観測網は、文部科学省移替予算「先導的創造科学技術開発費」による「気候変動に伴う極端気象に強い都市創り」に基づく集中豪雨などの極端現象の解明の研究に使用されている。これら極端現象は頻度が低く、かつ突発的に発生するという特徴がある。このため、地上気象観測網には常に安定して現象の観測ができることが要求される。本業務は、地上気象観測網の安定運用を担保するための点検及び調整を行うことを目的とする。

４　応募要件

（１）　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

② 平成 25・26・27 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２） 技術力に関する要件

① 今回、点検・調整の対象となる地上気象観測網のうち、地上気象観測装置については平成 22 年度に気象研究所が「地上気象観測装置(地上観測網用)の製作」及び「地上気象観測装置の取付調整」に基づき、光学式降水観測装置については平成 23、24 年度に「光学式降水観測装置の購入及び取付調整」に基づき、無停電電源装置については平成 23 年度に「地上気象観測装置用無停電電源システムの購入及び取付調整」に基づき調達した装置である。これらの装置が研究業務において地上気象観測に使用される機器であることを十分に理解し、同種の地上気象観測装置の保守点検において十分な技術力を有すること。

② 本業務を実施する技術者は、保守点検に必要な電気及び機械に関する十分な知識と経験を有すること。

（３）中立性・公平性に関する要件

地上気象観測網が、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（４）守秘性に関する要件

① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

（５）業務執行体制に関する要件

① 地上気象観測網の点検調整を行うための必要な業務執行体制が整っていること。

② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③ 地上気象観測装置、光学式降水観測装置に対して使用されている特許（対象物設置環境情報遠隔監視システム、特許第 3215661 号）を保有、使用許可を取得しているか、又は一切抵触せずに業務を実施できること。

（６）業務実績に関する要件

地上気象観測網の点検調整を行った実績があること。

5　手続等

（1）担当部局

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所総務部会計課用度係長　綿井　正典

電話　029-853-8565　ＦＡＸ　029-853-8571

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

平成２５年 ５ 月 ８ 日から平成２５年 ５ 月２７日まで　（1）に同じ。

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成２５年 ５ 月２８日　１６：００まで　（1）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6　その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための窓口照会　５（1）に同じ。

（3）一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（4）平成 25・26・27 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も　５（3）により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札に公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

（5）詳細は説明書による。